

和 指 第 8 7 号
令和 5 年 5 月 1 1 日
(2023年)

各介護保険施設・事業所 代表者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後の介護保険施設・事業所における院内集団感染発生時の報告について (通知)

各施設・事業所の皆様には、新型コロナウイルスへの感染拡大防止に取り組みながら、利用者の方々やその家族の生活の継続を守るために、日々業務にご尽力いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、当該感染症も他の感染症発生時と同様に扱うものとして、本市保健所において別添のとおり、報告基準等の見直しを行っております。

つきましては、各施設・事業所におかれては、本通知の内容について十分ご了解いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

1. 変更日

令和5年5月8日から

2. 報告基準 (職員が発症した場合は、その数も含めます。)

- (1) 同一の感染症 (疑い含む) による、死亡者又は重篤者が1週間に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症 (疑い含む) が10名以上又は利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)、(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

報告様式等 和歌山市感染症情報センターホームページに掲載しています。

http://www.kansen-wakayama.jp/topcs/s_f_1.html

参考 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf>

※令和4年10月18日付和指第301号「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しに伴う高齢者施設等における陽性者発生時の情報提供等について (通知)」は、廃止します。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 電話：073-435-1319 FAX：073-435-1320
